

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	延岡市

延岡市鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署名 延岡市農林水産部林務課
所在地 宮崎県延岡市東本小路2番地1
電話番号 0982-22-7019
FAX番号 0982-21-6204
メールアドレス rinmu@city.nobeoka.miyazaki.jp

(注)1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、アナグマ、アライグマ、カワウ、トビ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	延岡市全域

(注)1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和 3 年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積 (ha)	金額 (千円)
イノシシ	イネ	1.35	1,601
	飼料作物	0.42	200
	野菜	0.19	1,501
	いも類	0.22	1,066
	タケノコ	0.03	247
	シキミ	0.02	39
	合 計	2.22	4,654
シカ	イネ	0.21	253
	飼料作物	14.50	5,271
	シイタケ	0.07	1,191
	タケノコ	0.01	99
	シキミ	0.29	510
合 計	15.09	7,324	
サル	イネ	0.34	400
	果樹	0.34	1,820
	野菜	0.44	1,326
	シイタケ	0.09	1,531
合 計	1.21	5,077	
アナグマ	野菜	0.18	1,073
	合 計	0.18	1,073
アライグマ	合 計	0.00	0
	カワウ	アユ等	17,142
トビ	合 計	0.00	17,142
	イワシ等		2,000
	合 計	0.00	2,000

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2)被害の傾向

【イノシシ】

延岡市全域に生息しており、被害については、乳熟期のイネや野菜など周年に渡り被害が発生している。また、畦や道路等で掘り起こしの被害も見られ、更なる捕獲の強化が求められている。有害捕獲数は依然として2千頭前後で推移している。

【シカ】

第3期宮崎県第二種特定鳥獣管理計画によると本市の約8割を占める五ヶ瀬川北部地域では生息密度が18.5頭/km²と数年前と比べて増加傾向にある。有害捕獲頭数は取組を強化していることもあり、ここ数年増加傾向にあるが、シカの行動範囲が広域化し市街地周辺の農地にも出没しており、農作物への被害は周年を通じて発生している。

【サル】

第3期第二種特定鳥獣管理計画によると、延岡市内のサルの群れは沿岸部に18群、500頭～680頭、北方町東部周辺に1群、80～90頭の生息が推測されている。戦後の拡大造林、管理されない人工林が増加したことから、餌場となる自然林が減少した結果、餌を求めた群れの行動範囲も広がっており、果樹を中心に農作物への被害が恒常的に発生している。また、女性や高齢者が居ても逃げないなど、すでに集落を餌場と認識した行動が見受けられるなど、被害レベルも高くなっている。

【アナグマ】

近年、露地野菜を中心に被害が増加している。住宅地近辺に潜み、敷地内を荒らされるという相談も多くなっているが、有害捕獲頭数は取組を強化していることもあり、ここ数年増加傾向にある。

【アライグマ】

H28年2月に北川町でアライグマが捕獲された事により、本地域において、初めてその生息が確認された。その後、R2年度には北方町にて2頭のアライグマを捕獲、R3年度に北方町にて死骸を確認しており、生息域の拡大が懸念される。現在は農林作物等への被害報告はあがっていないが、その生息域の調査を実施している。

【カワウ】

令和4年に行われたねぐら調査の結果では、五ヶ瀬川と祝子川の合流地点に482羽、干支大橋上流では200～300羽規模のねぐらが確認されている。本市の重要な資源であるアユの食害については、遡上期と産卵期に被害が大きく、えさ場としている箇所を中心に効率的な被害防止活動を継続して実施していく必要がある。

【トビ】

本市の沿岸部に広く生息しており、水揚げや出荷・搬送中の水産物に対する食害や糞害が深刻化しているほか、出荷作業者に向けて降下する事例も発生するなど、人的被害の危険性も増している。

(注)1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3)被害の軽減目標

指 標	現状値(令和3年度)		目標値(令和7年度) [10%削減]	
	面積 (ha)	金額 (千円)	面積 (ha)	金額 (千円)
イ ノ シ シ	2.22	4,654	1.99	4,188
シ カ	15.09	7,324	13.57	6,591
サ ル	1.21	5,077	1.08	4,569
ア ナ グ マ	0.18	1,073	0.15	965
ア ラ イ グ マ	0.00	0	0.00	0
カ ワ ウ	0.00	17,142	0.00	15,427
ト ビ	0.00	2,000	0.00	1,800

(注)1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	イノシシに関しては、猟友会各支部の協力のもと、有害鳥獣捕獲班を編成して休日を中心とした銃器による捕獲と、有害捕獲用に導入した箱わなやくくりわなにより捕獲を実施している。 また、捕獲獣は焼却や埋設のほか食肉として利用している。	猟友会員の高齢化及び、常勤者の増加による休日以外の捕獲活動の減少。
	シカに関しては、猟友会各支部の協力のもと、有害鳥獣捕獲班を編成して休日を中心に捕獲活動を実施している。 また、捕獲獣は焼却や埋設のほか食肉として利用している。	猟友会員の高齢化及び、常勤者の増加による休日以外の捕獲活動の減少。
	サルに関しては、延岡地区猟友会の協力のもと野生猿特別捕獲班を編成し、捕獲を実施しているほか、大型囲いわなの導入により、群れ単位での捕獲を推進している。 また、捕獲獣は殺処分のうえ焼却や埋設の処置をしている。	猟友会員全てが好んでサルを捕獲する訳ではないので、サルを捕獲する有害捕獲班員の確保が進まない。 また、集落の近辺では銃器の使用が制限されるので、捕獲が進まない。
	アナグマに関しては、猟友会各支部の協力のもと、有害鳥獣捕獲班を編成して、被害農地周辺で有害捕獲用に導入した箱わなによる捕獲や、個人への箱わなの貸し出しを行っている。 また、捕獲獣は殺処分のうえ焼却や埋設の処置をしている。	被害の相談はあるが、箱わなの数に限りがあり、対応しきれていない。
	アライグマに関しては、地域住民からの目撃情報や痕跡調査等を基に、現地確認やセンサーカメラ等による生息状況調査を実施している。	地域住民からの目撃情報の中には、アナグマやタヌキ等、他の小動物と混合している事例がみられる。
	カワウに関しては、猟友会各支部の協力のもと、有害鳥獣捕獲班を編成して銃器による捕獲や追払いを実施している。	銃器の使用できる場所が限定されるので、捕獲活動が難しい。 また、より効率的な駆除・忌避を行うために、カワウの生態を詳しく分析する必要がある。
	トビに関しては、銃器による捕獲活動を実施している。	銃器による捕獲活動を行っているが、漁港での発砲は出来ないため、被害地から離れた場所で駆除活動を行うこととなる。そのため、捕獲活動の効果が薄い。
防護柵の設置等に関する取組	イノシシ・シカ対策として、ワイヤーメッシュ柵、ネット柵、電気柵、サル対策として複合柵を集落単位で設置し、被害防止対策を行っている。	電気柵については、定期的な下草の除去等が必要であるほか、その他の防護柵についても適正な管理が望まれる。
生息環境管理に関する取組	緩衝帯設置を行い、野生鳥獣が近づかない集落づくりを進めている。また、鳥獣の習性や、被害防止技術、防護柵の管理等についての研修会を行い知識の普及を行っている。	鳥獣の習性や、被害防止技術、防護柵の管理等についての研修会の新規参加者が少なくなっている。

(注)1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について、記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>【イノシシ・シカ】 引き続き対象鳥獣、被害地の実情に合わせて防護柵を導入する。 捕獲については追払いや山間部を中心に銃器を使用し、集落周辺においては箱わな、くくりわな等による捕獲を強化する。特に防護柵設置地区周辺においては防護柵による対象獣の誘導を行い、効果的な捕獲の推進を図る。 捕獲獣は食肉利用の他、ペットフードとしての利用の推進を図る。</p> <p>【サル】 被害地の実情に合わせた防護柵の導入を図る。 また、大型囲いわなによる群れ単位での捕獲の推進を図る。</p> <p>【アナグマ】 被害農地周辺において、箱わなによる捕獲の推進を図る。</p> <p>【アライグマ】 センサーカメラ等を活用した生息状況調査や農林作物等への被害調査を行う。 また、地域住民に対して、アライグマに関する正しい知識の周知・啓発を図る。</p> <p>【カワウ】 生息分布状況や生態・漁業への被害調査を行う。</p> <p>【トビ】 漁業への被害状況を適切にとらえ、銃器等による捕獲を行う。</p> <p>【共通】 集落単位での対策が重要なことから、被害状況にあった研修会を開催し、住民の意識啓発と知識向上を図る。 また、被害が多い集落に対してはリーダー的人材の育成による集落独自の対策を推進するほか、集落自らが有害捕獲を行える体制づくりを図る。 また、ICT機器の導入を推進して、有害鳥獣捕獲活動の負担軽減を図る。</p>
--

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>【有害鳥獣捕獲班】 地元猟友会の推薦により編成。 イノシシ、シカ、サル、トビ等有害鳥獣捕獲を行う。</p> <p>【鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員】 市長の任命により、市職員及び民間より編成。 イノシシ、シカ、サル、カワウ等有害鳥獣捕獲のほか、集落ぐるみの捕獲活動の推進や捕獲従事者育成を行う。</p>
--

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ	捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保
	シカ	
	サル	
	アナグマ	
	アライグマ	

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
鳥獣種	捕獲実績		捕獲計画頭数根拠
	年度	頭羽数	
イノシシ	R1～R3	約6800頭	近年の平均捕獲頭数
シカ	R1～R3	約10,000頭	近年の平均捕獲頭数
サル	R1～R3	約450頭	近年の平均捕獲頭数
アナグマ	R1～R3	約850頭	近年の平均捕獲頭数
アライグマ	R1～R3	2頭	生息が確認されれば捕獲を行う
カワウ	R1～R3	約520羽	近年の平均捕獲頭数
トビ	R1～R3	約320羽	近年の平均捕獲頭数

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	2,300頭	2,300頭	2,300頭
シカ	3,300頭	3,300頭	3,300頭
サル	150頭	150頭	150頭
アナグマ	280頭	280頭	280頭
アライグマ	5頭	5頭	5頭
カワウ	170羽	170羽	170羽
トビ	110羽	110羽	110羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
イノシシ シカ	生息区域が市内全域に分布しており、被害についても一年を通じて発生していることから、全地区において、年間を通して捕獲体制を強化する。 銃器については山間部を中心に捕獲や追払いに使用し、集落周辺においては箱わな、くくりわな等による捕獲を強化する。特に防護柵設置地区周辺においては防護柵による対象獣の誘導を行い、効果的な捕獲の推進を図る。
サル	サルの行動パターンを把握し、大型囲いわなによる群れ単位での捕獲を推進する。 銃器についても追払いや山間部での捕獲に使用する。
アナグマ	特に被害が集中する春～秋期を中心に被害農地周辺において、箱わなによる捕獲を行う。
アライグマ	目撃情報や生息の疑いのある地域においてセンサーカメラによる監視とともに、箱わなによる捕獲を行い、捕獲個体の雌雄や体長の記録等、生息状況調査と一体となって取り組む。
カワウ	捕獲日を決め、銃器による捕獲を年に数回継続実施する
トビ	捕獲日を決め、銃器による捕獲を年に数回継続実施する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
急勾配で有害鳥獣の出没頻度が高く、捕獲効率の面でやむを得ない以下の地区の一部の場所に限り、有害鳥獣捕獲班でライフル銃による捕獲活動を行う。 捕獲場所: 上三輪町・鹿狩瀬町・北方町石上地区・北川町深崎地区・北浦町三川内地区

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する。(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ シカ	ワイヤーメッシュ柵 15,000m ネット柵 500m 電気柵	ワイヤーメッシュ柵 32,500m ネット柵 500m 電気柵 1,500m	ワイヤーメッシュ柵 32,500m ネット柵 500m 電気柵 1,500m
イノシシ シカ サル	複合柵 1,100m	複合柵 500m	複合柵 500m

(注)1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ シカ サル アナグマ アライグマ カワウ トビ	追上げ・追払い活動、侵入防止柵等の整備・管理、緩衝帯の設置。 また、鳥獣被害対策マイスター研修への職員の派遣や、鳥獣被害対策マイスターを取得した職員による被害地域の地元住民への研修。		

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ シカ サル アナグマ アライグマ	緩衝帯設置を行い、野生鳥獣が近づかない集落づくりを進める。また、鳥獣の習性や、被害防止技術等についての研修会を行い知識の普及を行う。
令和6年度	イノシシ シカ サル アナグマ アライグマ	緩衝帯設置を行い、野生鳥獣が近づかない集落づくりを進める。また、鳥獣の習性や、被害防止技術等についての研修会を行い知識の普及を行う。
令和7年度	イノシシ シカ サル アナグマ アライグマ	緩衝帯設置を行い、野生鳥獣が近づかない集落づくりを進める。また、鳥獣の習性や、被害防止技術等についての研修会を行い知識の普及を行う。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

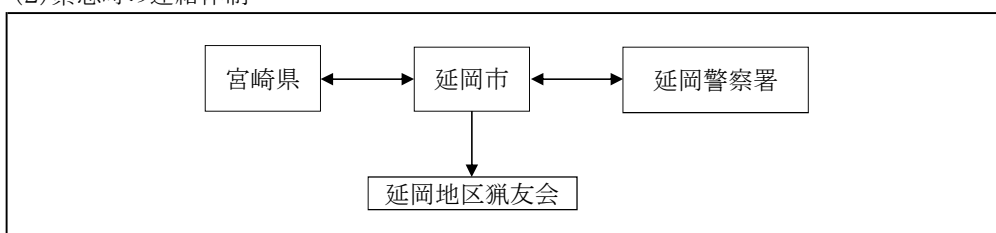
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
宮崎県	指導、助言
延岡警察署	指導、助言
延岡市	情報収集、関係機関への連絡
鳥獣被害対策実施隊	防護柵の設置・管理指導、集落指導
延岡地区猟友会	捕獲等の協力

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ	適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設、食肉、ペットフードとしての利活用
シカ	適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設、食肉、ペットフードとしての利活用
サル	適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設
アナグマ	適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設
アライグマ	適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設、研究機関での検査
カワウ	適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設
トビ	適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシ・シカの食肉としての利活用を推進するため、マツダコーポレーションが運営する処理加工施設に対し、関係機関と連携して支援を行い、処理頭数の拡大を図る。また、「宮崎県野生鳥獣の衛生管理に関するガイドライン」に基づいた解体処理を推進し、安心・安全なジビエの普及拡大を図る。
ペットフード	処理加工施設における解体後の処理残さは、ペットフードとしての有効活用を推進する。
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

市内にある民営のジビエ処理加工施設は、イノシシ・シカ合わせて、年間約1,000頭を処理している。処理施設の効率化や規模拡大が必要な場合は適宜支援を行う。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

市内にある民営のジビエ処理加工施設に対し、効果的な処理・加工や、衛生管理に対する知識を深める人材育成研修を促す。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	延岡市野生鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
延岡市	被害防止活動の支援
東臼杵農林振興局	被害防止技術支援、被害防止対策の検証
延岡農業協同組合	被害農家への指導・支援
延岡地区猟友会	捕獲体制の整備・協力
被害地区農業者	追上げ・追払い
漁業協同組合	生息調査、追払い等
延岡市ジビエ振興コンソーシアム	捕獲獣の利活用
(株)マツダコーポレーション	広域捕獲体制の整備・協力

被害防止対策協議会の名称	延岡市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
延岡市	被害防止活動の支援
延岡市農業委員会	被害状況の把握等
延岡農業協同組合	被害農家への指導・支援
延岡地区森林組合	被害農家への指導・支援
宮崎県農業共済組合北部センター	被害状況の把握等
延岡地区猟友会	捕獲体制の整備・協力
(株)マツダコーポレーション	広域捕獲体制の整備・協力

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

- (注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項

名称	延岡市鳥獣被害対策実施隊
設置年月日	平成24年3月28日
構成員	市職員、民間隊員
活動内容	防護柵の設置・管理指導 集落における被害防止対策の指導 捕獲活動

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

イノシシ シカ サル アナグマ	放任果樹や作物残さの除去に加え、住民が野生獣を見かけた場合にはイノシシを除いて即座に追払いを行うなど集落を餌場と認識させない協力体制が必要である。
アライグマ カワウ	アライグマについては、本地域での繁殖が確認されておらず他県からの侵入の恐れがあること、カワウについては行動範囲が広範囲であることから、隣県を含め近隣市町との連携が必要である。
トビ	漁港区域での被害発生のため、各関係機関との協議・連携が必要である。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。